

株式会社□□□□

でお勤めの方へ

都道府 県番号	一連番号	個人 番号



政府統計

オンライン ID	
初期パスワード	

## 裁量労働制実態調査

(適用労働者用調査票)

この調査票は、裁量労働制で働いている方にご協力をお願いするものです。

<調査票の内容、記入方法に関するお問い合わせ>

〒\*\*\*-\*\*\*\* \*\*\*\*\*

株式会社\*\*\*\*\* 裁量労働制実態調査実施事務局

TEL: \*\*\*\*\* (平日 9:00~18:00) E-mail: \*\*\*@\*\*\*\*.co.jp

<調査実施主体>

厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

### (記入上の注意)

- この調査票は、裁量労働制で働いている個人の方にご協力をお願いするものです。
- 特にことわりのない限り、**令和1(2019)年10月31日現在の状況**について記入してください。
- 回答は、数値をご記入いただく箇所と該当する番号を選んでいただく箇所があります。あてはまる番号を○で囲んでください。
- ご記入いただいた調査票の提出は、**11月30日(土)までに**お願い致します。封筒に入れ、しっかり封をして、事業場の担当者にお渡しください。
- この調査は、**オンラインでご回答いただくことが可能です**。以下のサイトにアクセスし、上記のID・パスワードでログインをしご回答ください。

[https://\\*\\*\\*\\*\\*](https://*****)

厚生労働省からのお願いについて、ぜひご一読をお願いします。

次のページ

【重要】厚生労働省からのお願い

平素より、事業主・労働者の皆様には、労働行政の推進に当たり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本調査は、裁量労働制の制度改革案についての検討に資するため、裁量労働制の適用・運用実態を把握するために実施するものです。

昨年の「働き方改革関連法案」に関する国会審議等において、適切な統計手法に基づく裁量労働制の実態把握の必要性が指摘されました。

このため、厚生労働省として、昨年、統計学・労働経済学の専門家や労使関係者による検討会を設け、適切な調査設計・調査事項等の検討を行い、本調査の原案を作成しました。

その後、本調査は、総務大臣の承認を得て、統計法に基づく統計調査として、厚生労働省が自ら行うこととなったものです。

本調査は、裁量労働制の適用・非適用によって、同じ業務を行っている労働者でどの程度労働時間などに違いがあるのかや、裁量労働制を導入している事業場に求められる健康確保の措置などの運用実態等について、地域、事業場規模などで偏りなく把握できるよう調査設計しています。

その結果、裁量労働制の適用がない事業主・労働者の方を含め、ご回答をお願いする調査としています。

皆様のご回答は、今後の厚生労働省における裁量労働制の制度改革案の検討の基礎となります。

このような重要な調査であることにかんがみ、ご多忙の折、大変恐縮ですが、何卒、ご協力・ご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本調査によって得られた情報は、労働基準監督など、統計作成以外の目的で利用されることは決してありません。また、調査で集められた情報は、集計後は事業場や個人を識別できない形で利用され、プライバシーも確保されます。

また、本調査は、オンラインによりご回答いただくことが可能です。

オンラインでのご回答により、正確な記載や、記入漏れの防止等にもつながり、皆様のご負担も減ることとなりますので、ぜひオンライン調査をご活用ください。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

令和 年 月 日  
厚生労働省労働基準局長

I はじめに、あなたの業務について伺います。

問1 あなたが現在従事している業務について、教えてください。

(1) あなたが普段行っている業務は、次の1～20のうち、どれですか。具体的な業務の数字に○を付けてください。複数の業務に従事している方は、主な業務1つをお答えください。

【○は1つ】

※1～19は専門業務型裁量労働制の対象業務、20は企画業務型裁量労働制の対象業務です。各業務の説明についてはP15～別表をご参照ください。

1	新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務	11	金融派生商品等の開発の業務
2	情報処理システムの分析、設計の業務	12	大学における教授研究の業務 (主として研究に従事するもの)
3	新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務	13	公認会計士の業務
4	デザイナーの業務	14	弁護士の業務
5	放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー、ディレクターの業務	15	建築士の業務
6	コピーライターの業務	16	不動産鑑定士の業務
7	システムコンサルタントの業務	17	弁理士の業務
8	インテリアコーディネーターの業務	18	税理士の業務
9	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務	19	中小企業診断士の業務
10	証券アナリストの業務	20	事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務

(2) (1)で選択した業務の従事年数、そのうち現在の勤め先で従事を開始した年月、また現在の勤務先での裁量労働制の適用年月を教えてください。

※記憶があいまいな場合には、おおむねの期間でお答えください。

① (1)で選択した業務の従事年数

(現在の勤め先だけでなく、以前勤めていた企業等で同じ業務に従事していた場合は、その期間も含めてください)

	年		月間
--	---	--	----

②うち現在の勤め先で(1)で選択した業務の従事を開始した年月(西暦)

			年		月から
--	--	--	---	--	-----

③うち現在の勤め先で裁量労働制が適用された年月(西暦)

			年		月から
--	--	--	---	--	-----

(3) 今の仕事の満足度をお答えください。【○は1つ】

1	満足	4	やや不満
2	やや満足	5	不満
3	どちらでもない		

Ⅱ 次に、労働時間などについて伺います。

問2 あなたの労働時間について教えてください。

(1) 今年の10月末の1週間(10月25日(金)から31日(木))に、実際に働いた日数は何日ですか。1時間でも働いた日は1日として数えてください。

日

(2) (1)の週の1週間に、実際に働いた労働時間の合計は、どれくらいですか。休憩時間を除いた時間をお答えください。

※本調査における「労働時間」には、残業手当の支払いの有無等にかかわらず、残業や休日出勤、自宅など勤め先以外の場所で仕事をした時間などを含みます。  
 ただし、兼業・副業やアルバイトなど、雇用主が異なる場合の時間は除きます。  
 例えば、1日8時間労働で、月～金の5日間働くと、週当たり労働時間は40時間になります。  
 これに加えて、毎日2時間残業(計10時間)し、休日に4時間勤務すると、週当たり労働時間は54時間になります。

時間(くらい)
 
 細かく覚えていない方は  
 こちらに✓を⇒

(3) (2)で「細かく覚えていない」と回答した方にお尋ねします。次の時間帯から選ぶとすると、どれくらいの労働時間でしたか。【○は1つ】

1 30時間未満	8 60時間以上 65時間未満
2 30時間以上 35時間未満	9 65時間以上 70時間未満
3 35時間以上 40時間未満	10 70時間以上 75時間未満
4 40時間以上 45時間未満	11 75時間以上 80時間未満
5 45時間以上 50時間未満	12 80時間以上
6 50時間以上 55時間未満	13 分からない
7 55時間以上 60時間未満	

(4) (1)の週に実際に働いた労働時間の合計は、去年の同時期に実際に働いた労働時間の合計と比べてどうでしたか。【○は1つ】

1 増えた	2 変わらない	3 減った	4 分からない
↳ (5)へ	↳ 問3へ	↳ (6)へ	↳ 問3へ

(5) (4)で「1 増えた」と回答した方にお尋ねします。どれくらいの時間増えましたか。

時間(くらい)
 
 分からない方は  
 こちらに✓を⇒

(6) (4)で「3 減った」と回答した方にお尋ねします。どれくらいの時間減りましたか。

--	--	--	--	--	--

時間 (くらい)

分からない方は  
こちらに✓を⇒

--

問3 全ての方にお尋ねします。あなたは、現在ご自身に適用されている「みなし労働時間」が、1日何時間何分かご存知ですか。

--	--	--	--	--	--

時間

--	--	--	--	--	--

分

分からない方は  
こちらに✓を⇒

--

問4 あなたの労働時間の状況は、あなたの勤め先ではどのように把握されていますか。最も当てはまる方法をお答えください。【○は1つ】

1 タイムカード・ICカード	5 管理監督者の現認(注2)
2 PCのログイン・ログアウト	6 予め一定時間数を記録
3 その他の客観的方法(注1)	7 把握されていない
4 自己申告	8 分からない

(注1)「その他の客観的方法」としては、入退館の際のゲート通過時間を個人別に管理している場合等が含まれます。

(注2)「現認」とは、使用者自ら、あるいは労働時間管理を行う者が、直接始業時刻や終業時刻を確認することです。

問5 あなたの働き方について、次のようなことはどの程度ありますか。A～Eの事項ごとに、当てはまるものをお答えください。【○は1つずつ】

	よくある	ときどきある	あまりない	全くない
A 深夜の時間帯（午後10時～午前5時）に仕事をすること(注3)	1	2	3	4
B 週休日(注4)や祝日などに仕事をすること(注3)	1	2	3	4
C 自分で決めていた仕事時間内に終わらなかった仕事を、自宅などに持ち帰って仕事をすること(注3)	1	2	3	4
D プライベートな時間に電話・メール等で仕事関係の連絡をとること(注3)	1	2	3	4
E 仕事をしない日が週に1日もないこと(注3)	1	2	3	4

(注3) A～Eの「仕事」は、勤め先におけるものだけでなく、自宅などにおけるものも含まれます。ただし、兼業・副業やアルバイトなど、雇用主が異なる場合の仕事は除きます。

(注4) 日曜日、土曜日などの会社指定の休日をいいます。

Ⅲ あなたの健康状態などについて伺います。

問6 あなたは、平成30(2018)年度中に、健康診断を受けましたか。【○は1つ】

※健康診断には、定期健康診断等のほか、人間ドックなど、勤め先から定期的な受診を求められるものを含みます。

1 受けた	2 受けていない	3 分からない
-------	----------	---------

問7 現在の健康状態はいかがですか。【○は1つ】

1 よい	4 あまりよくない
2 まあよい	5 よくない
3 ふつう	

問8 1年前(去年の10月)と比べて、健康状態はどうですか。【○は1つ】

1 よくなった	2 変わらない	3 悪くなった	4 分からない
---------	---------	---------	---------

問9 あなたの勤め先に、健康上の不安を相談できる体制はありますか。【○は1つ】

1 ある	2 ない	3 分からない
------	------	---------

問10 仕事のある日とない日で、それぞれの1日の睡眠時間を教えてください。

(1) 仕事のある日	約	<div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	時間	<div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	分
(2) 仕事のない日	約	<div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	時間	<div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div>	分

問11 仕事があなたに与える影響について、次のようなことはどの程度ありますか。それぞれ、当てはまるものをお答えください。【○は1つずつ】

	よくある	ときどきある	ほとんどない	全くない
A 1日の仕事でぐったりと疲れて、仕事を終えた後は何もやる気になれない	1	2	3	4
B 時間に追われている感覚がある	1	2	3	4
C 家庭やご自身の用事をしていても、仕事が気になって集中できない	1	2	3	4
D 仕事上の考え事や悩みでよく眠れないことがある	1	2	3	4
E この働き方をこれから先も続けていけるか不安に思うことがある	1	2	3	4

IV あなたの仕事・職場などについて伺います。

問 12 あなたの勤め先で設けられている健康・福祉確保措置について教えてください。

(1) あなたの勤め先で設けられている、裁量労働制適用労働者に対する健康・福祉確保措置はどれですか。また、あなたが望む健康・福祉確保措置はどれですか。

【いずれも当てはまるもの全てに○】

勤め先に設けられている健康・福祉確保措置	あなたが望む健康・福祉確保措置
労働者の勤務状況及び健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与する	1
休暇取得促進措置（年次有給休暇の連続措置など）を講じる	2
心と体の健康相談窓口を設置する	3
労働者の勤務状況及び健康状態に応じて、健康診断を実施する	4
労働者の勤務状況及び健康状態により、裁量労働制が適用されない部署など適切な部署に配置転換する	5
勤め先が産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に保健指導を受けさせる	6
一定時間以上の勤務や休日労働が行われた場合に、産業医等による面接指導を受けさせる	7
一定期間（1か月等）当たりの労働時間上限を設ける	8
深夜労働の回数を制限する	9
前日の終業と翌日の始業との間に一定時間以上の休息（勤務間インターバル）を必ず確保する	10
その他の措置	11
現在設けられている健康・福祉確保措置の運用を改善する（実際に措置を受けられるようにするなど）	12
健康・福祉確保措置が設けられていることを知らない	13

問 13 へ

(2) (1)で「13 健康・福祉確保措置が設けられていることを知らない」と回答した方以外にお尋ねします。あなたは、勤め先が設けている健康・福祉確保措置に満足していますか。

【○は1つ】

1 満足している	2 満足していない	3 どちらとも言えない
----------	-----------	-------------

問 13 あなたの勤め先が行っている、裁量労働制適用労働者からの苦情処理の状況について教えてください。

(1) あなたが裁量労働制を適用されていることによって生じる不満・苦情などについて、勤め先でその意見を受け付けてくれること(苦情処理措置)を知っていますか。【○は1つ】

1 知っている	2 知らない
↳ (2) ~	↳ (5) の下の「⇒」を ご覧ください

(2) (1)で「1 知っている」と回答した方にお尋ねします。

平成 30(2018)年度中に、あなたの勤め先に苦情を申し出たことはありますか。【○は1つ】

1 ある	2 ない
↳ (3) ~	↳ (4) ~

(3) (2)で「1 ある」と回答した方にお尋ねします。その内容はどのようなものですか。【当てはまるもの全てに○】

また、その苦情の申出に対する勤め先の対応はどうでしたか。○を付けた項目ごとに、該当する数字を選んでください。【○は1つずつ】

苦情の内容	勤め先の対応		
	満足	不満足	どちらとも言えない
仕事に裁量がない(又は小さい)	1 →	2	3
当初決まっていた業務でない業務が命じられる	2 →	2	3
業務量が過大である	3 →	2	3
業務の期限設定が短い	4 →	2	3
みなし労働時間の設定が不適切である	5 →	2	3
労働時間が長い	6 →	2	3
休暇が取れない	7 →	2	3
賃金などの処遇が悪い	8 →	2	3
人事評価が不適切である	9 →	2	3
その他	10 →	2	3

(4) (1)で「1 知っている」と回答した方にお尋ねします。勤め先が設けている苦情処理措置に満足していますか。【○は1つ】

1 満足している	2 満足していない	3 どちらとも言えない
↳ (5) の下の「⇒」を ご覧ください	↳ (5) ~	↳ (5) の下の「⇒」を ご覧ください



(5) (4)で「2 満足していない」と回答した方にお尋ねします。どのような点に満足していませんか。【当てはまるもの全てに○】

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 相談窓口がどこか分からない                    |
| 2 相談窓口の雰囲気が相談しづらい                  |
| 3 苦情への対応が十分ではない                    |
| 4 プライバシーが確保されない                    |
| 5 苦情を申し出ること、処遇などで不利益な取扱いを受けるおそれがある |
| 6 その他                              |

⇒ 問 14・15 は、企画業務型裁量労働制が適用されている方(注5)にのみお尋ねします。専門業務型裁量労働制が適用されている方(注6)は問 16 にお進みください。

(注5) 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に、原則常態として従事し、裁量労働制が適用されている方。

(注6) 以下の業務に従事し、裁量労働制が適用されている方。

- |                                       |                                    |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| ・ 新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務     | ・ 金融派生商品等の開発の業務                    |
| ・ 情報処理システムの分析、設計の業務                   | ・ 大学における教授研究の業務<br>(主として研究に従事するもの) |
| ・ 新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務 | ・ 公認会計士の業務                         |
| ・ デザイナーの業務                            | ・ 弁護士の業務                           |
| ・ 放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー、ディレクターの業務 | ・ 建築士の業務                           |
| ・ コピーライターの業務                          | ・ 不動産鑑定士の業務                        |
| ・ システムコンサルタントの業務                      | ・ 弁理士の業務                           |
| ・ インテリアコーディネーターの業務                    | ・ 税理士の業務                           |
| ・ ゲーム用ソフトウェアの創作の業務                    | ・ 中小企業診断士の業務                       |
| ・ 証券アナリストの業務                          |                                    |

問 14 企画業務型裁量労働制が適用されている方にお尋ねします。適用に当たっての、同意手続について教えてください。

(1) あなたに企画業務型裁量労働制が適用される際、勤め先から、その仕組みについて、十分な説明はありましたか。【○は1つ】

- |       |        |         |
|-------|--------|---------|
| 1 あった | 2 なかった | 3 分からない |
|-------|--------|---------|

(2) あなたに企画業務型裁量労働制が適用される際、あなたの同意を求める手続はありましたか。その場合の手続はどうでしたか。【○は1つ】

- |                    |
|--------------------|
| 1 書面で同意した          |
| 2 メールなどの電磁的方法で同意した |
| 3 口頭で同意した          |
| 4 その他              |
| 5 同意手続はなかった        |

問 15 あなたの勤め先の労使委員会について教えてください。

(1) あなたは、あなたの勤め先で、企画業務型裁量労働制の対象業務や労働条件などを決定する「労使委員会」が十分機能していると思いますか。【○は1つ】

1 そう思う	}	4 どちらかと言えばそう思わない
2 どちらかと言えばそう思う		5 そう思わない
3 どちらとも言えない		6 労使委員会を知らない

(2) (1)で「4 どちらかと言えばそう思わない」「5 そう思わない」と回答した方にお尋ねします。労使委員会について、どのような改善を図るべきだと思いますか。【当てはまるもの全てに○】

1 労働者側委員の選出方法(注7)を見直すべき
2 労使委員会の開催頻度を高めるべき
3 労使委員会で、今よりも幅広い議題(注8)を扱うべき
4 その他

(注7) 労使委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合により、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者により、一定の要件等の下で、任期を定めて指名されることとなっています。

(注8) 現行制度では、労使委員会において、裁量労働制の対象業務、対象労働者の範囲、みなし労働時間、健康・福祉確保措置、苦情処理措置、労働者の同意、決議の有効期間、労働者の労働時間の状況や措置の実施状況の記録・保存等について決議することとされています。

問 16 全ての方にお尋ねします。あなたが業務遂行を行うに当たって、ご自身の裁量の程度はどの程度ありますか。次に掲げるA～Eの事項ごとに、次の1～5から当てはまるものを選んでください。【○は1つずつ】

	自分に 相談なく、 上司(又は 社内の決 まり)が決 めている	自分に 相談の上、 上司が決 めている	上司に 相談の上、 自分が決 めている	上司に 相談せず、 自分が決 めている	どちら とも言え ない
A 業務の目的、目標、期限等の 基本的事項	1	2	3	4	5
B 具体的な仕事の内容・量	1	2	3	4	5
C 進捗報告の頻度	1	2	3	4	5
D 業務の遂行方法、時間配分等	1	2	3	4	5
E 出退勤時間	1	2	3	4	5

問 17 あなたは、現在裁量労働制が適用されていることについて、どのように感じていますか。

【○は1つ】

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1 満足している   | 3 やや不満である |
| 2 やや満足している | 4 不満である   |

問 18 あなたの現在の働き方について、当てはまるものを選んでください。【当てはまるもの全てに○】

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1 効率的に働くことで、労働時間を減らすことができる          |
| 2 時間にとらわれず柔軟に働くことで、ワークライフバランスが確保できる |
| 3 仕事の裁量が与えられることで、メリハリのある仕事ができる      |
| 4 自分の能力を発揮しやすい                      |
| 5 能力や仕事の成果に応じた処遇となっている              |
| 6 仕事に裁量がない（又は小さい）                   |
| 7 当初決まっていた業務でない業務が命じられる             |
| 8 業務量が過大である                         |
| 9 業務の期限設定が短い                        |
| 10 みなし労働時間の設定が不適切である                |
| 11 労働時間が長い                          |
| 12 休暇が取りにくい                         |
| 13 賃金などの処遇が悪い                       |
| 14 人事評価が不適切である                      |
| 15 その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください          |

〔 〕

問 19 全ての方にお尋ねします。今後の裁量労働制に対するご意見を教えてください。

（1）現在の裁量労働制について、どのようなご意見をお持ちですか。【○は1つ】

- |           |            |           |         |
|-----------|------------|-----------|---------|
| 1 今のままでよい | 2 制度を見直すべき | 3 特に意見はない | 4 分からない |
|-----------|------------|-----------|---------|

↳ 問 20 へ

↳ (2) へ

↳ 問 20 へ

↳ 問 20 へ

⇒ 「2」以外を選択した方は、問 20 へお進みください。

「2」を選択した方は、(2) へお進みください。

(2) (1)で「2 制度を見直すべき」と回答した方にお尋ねします。具体的にどのような見直しが必要とお考えですか。【当てはまるもの全てに○】

- |   |
|---|
| 1 対象労働者の範囲を見直すべき                                  |
| 2 業務遂行に当たって、労働者の裁量がより確保されるようにすべき                  |
| 3 制度の運用に当たって、本人同意や同意撤回の手续を含め、労働者の意向がより尊重されるようにすべき |
| 4 労働者の健康やワークライフバランスにより配慮されるようにすべき                 |
| 5 労働者の不満の解消がより迅速になされるようにすべき                       |
| 6 労使の話合いによってより良い運用がなされるようにすべき                     |
| 7 裁量労働制導入事業場への行政による助言・指導の機能強化を図るべき                |
| 8 裁量労働制を導入することで必要となる手続負担を軽減すべき                    |
| 9 その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください<br>〔 〕                  |

⇒ 「1」を選択しなかった方は、問 20 へお進みください。

「1」を選択した方は（3）へお進みください。

(3) 対象労働者の範囲について

① (2)で「1 対象労働者の範囲を見直すべき」と回答した方にお尋ねします。具体的にどのようなご意見をお持ちですか。【○は1つ】

- |      |      |          |
|------|------|----------|
| 1 狭い | 2 広い | 3 範囲が不明確 |
|------|------|----------|

↳ ②へ

↳ ③へ

↳ ④へ

② ①で「1 狭い」と回答した方にお尋ねします。具体的にどのようなご意見をお持ちですか。【当てはまるもの全てに○】

- |  |
|--|
| 1 法令上規定された業務に限らず、業務遂行の手段や時間配分について、使用者が具体的な指示をしない業務は、対象業務として認めるべき |
| 2 法令上規定された業務に限らず、労使で合意された業務は、対象業務として認めるべき                        |
| 3 法令上規定された業務に限らず、他の業務を追加すべき<br>具体的内容を〔 〕に記入してください<br>〔 〕         |
| 4 業務ではなく、一定の年収を要件とすべき  |
| 5 業務ではなく、一定の処遇・雇用管理等を要件とすべき                                      |
| 6 業務ではなく、一定の人事等級・経験年数等を要件とすべき                                    |
| 7 業務ではなく、一定の資格を要件とすべき  |
| 8 業務ではなく、一定のコンピテンシー（職務遂行能力）を要件とすべき                               |
| 9 その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください<br>〔 〕                                 |

- ③ ①で「2 広い」と回答した方にお尋ねします。具体的にどのようなご意見をお持ちですか。【当てはまるもの全てに○】

1	現在認められている業務の一部又は全部を対象から外すべき	
	具体的内容を〔 〕に記入してください	
	〔	〕
2	一定の年収を要件とすべき	
3	一定の処遇・雇用管理等を要件とすべき	
4	一定の人事等級・経験年数等を要件とすべき	
5	一定の資格を要件とすべき	
6	一定のコンピテンシー（職務遂行能力）を要件とすべき	
7	その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください	
	〔	〕

- ④ ①で「3 範囲が不明確」と回答した方にお尋ねします。具体的にどのようなご意見をお持ちですか。【当てはまるもの全てに○】

1	対象業務をより具体的に明確化すべき	
	具体的内容を〔 〕内に記入してください	
	〔	〕
2	業務ではなく、一定の年収を要件とすべき	
3	業務ではなく、一定の処遇・雇用管理等を要件とすべき	
4	業務ではなく、一定の人事等級・経験年数等を要件とすべき	
5	業務ではなく、一定の資格を要件とすべき	
6	業務ではなく、一定のコンピテンシー（職務遂行能力）を要件とすべき	
7	その他 具体的内容を〔 〕内に記入してください	
	〔	〕

**V 最後に、あなたのことについて伺います。**

※分析において必要な項目になります。何卒ご協力をお願いいたします。

問 20 あなたのことについて、教えてください。

(1) 性別

1 男性	2 女性
------	------

(2) 生年月(西暦)

□□□□	年	□□	月
------	---	----	---

(3) 最終学歴【○は1つ】

1 中学校卒	3 専修学校(専門課程)卒 (注9)	5 大学卒(4年制)
2 高等学校卒	4 短大・高専卒	6 大学院(修士課程)以上

(注9) 専修学校の専門課程(高校卒を入学資格とする修業年限2年以上、通常専門学校と呼ばれる学校)をいい、専修学校(高等課程・一般課程)はここには含めません。専修学校(高等課程)を修了した人はここでは「2 高等学校卒」に○を付けてください。また、ここでは各種学校(自動車教習所等)は含めずにご回答ください。

(4) 同居の家族【当てはまるもの全てに○】

①配偶者

1 いる(有職)	2 いる(無職)	3 いない
----------	----------	-------

②子ども

1 3歳未満	4 中学生
2 3歳以上～小学校就学前	5 中学校卒業以上
3 小学生	6 子どもはいない

③介護が必要な家族

1 いる	2 いない
------	-------

問 21 今の勤務先での状況について、教えてください。

(1) 現在の勤務先での勤続年数(出向・転勤等の期間も含む)

※端数は6か月単位で切り上げ・切り下げしてください。

□□	年
----	---

(2) 勤務先での役職【○は1つ】

1 一般社員	3 課長代理クラス	5 部長クラス以上
2 係長・主任クラス	4 課長クラス	

(3) 勤務先での年収総額(平成30(2018)年の課税前収入)【○は1つ】

1 200万円未満	7 700万円以上 800万円未満
2 200万円以上 300万円未満	8 800万円以上 900万円未満
3 300万円以上 400万円未満	9 900万円以上 1,000万円未満
4 400万円以上 500万円未満	10 1,000万円以上 1,250万円未満
5 500万円以上 600万円未満	11 1,250万円以上 1,500万円未満
6 600万円以上 700万円未満	12 1,500万円以上

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

## ○専門業務型裁量労働制

**a 新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務**

「新商品・新技術の研究開発」とは、材料、製品、生産・製造工程等の開発又は技術的改善等をいう。

**b 情報処理システムの分析、設計の業務**

「情報処理システム」とは、情報の整理、加工、蓄積、検索等の処理を目的として、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、通信ネットワーク、データを処理するプログラム等が構成要素として組み合わされた体系をいう。

具体的な業務としては以下の業務をいう。

- (i) ニーズの把握、ユーザーの業務分析等に基づいた最適な業務処理方法の決定及びその方法に適合する機種を選定
- (ii) 入出力設計、処理手順の設計等アプリケーション・システムの設計、機械構成の細部の決定、ソフトウェアの決定等
- (iii) システム稼働後のシステムの評価、問題点の発見、その解決のための改善等

※プログラムの設計・作成を行うプログラマーは含まれない。

**c 新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務**

新聞若しくは出版の事業における記事の取材若しくは編集の業務又は放送法第2条第27号に規定する放送番組の制作のための取材若しくは編集の業務をいう。

「新聞・出版の事業」には、新聞、定期刊行物にニュースを提供するニュース供給業も含まれる。「取材若しくは編集の業務」は、記事の内容に関する企画及び立案、記事の取材、原稿の作成、割付け、レイアウト・内容のチェック等の業務をいう。「放送番組の制作のための取材」は、報道番組、ドキュメンタリー等の制作のために行われる取材、インタビュー等の業務をいう。「編集の業務」は、取材を要する番組における取材対象の選定等の企画及び取材によって得られたものを番組に構成するための内容的な編集をいう。

※新聞又は出版の事業以外の事業で記事の取材又は編集の業務に従事する者、例えば社内報の編集者等は含まれない。また、取材に当たって同行するカメラマンや技術スタッフ、単なる校正の業務、音量調整やフィルムの作成等技術的編集は含まれない。

**d デザイナーの業務**

衣服、室内装飾、工業製品、広告等の新たなデザインの考案の業務をいう。

「広告」には商品のパッケージ、ディスプレイ等広く宣伝を目的としたものも含まれる。

※考案されたデザインに基づき単に図面の作成、製品の制作等の業務を行う者は含まれない。

**e 放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー・ディレクターの業務**

放送番組、映画等の制作の事業におけるプロデューサー又はディレクターの業務をいう。

「放送番組・映画等の制作」には、ビデオ、レコード、音楽テープ等の制作及び演劇、コンサート、ショー等の興行等が含まれる。「プロデューサーの業務」とは、制作全般について責任を持ち、企画の決定、対外折衝、スタッフの選定、予算の管理等を総括して行うことをいう。

「ディレクターの業務」とは、スタッフを統率し、指揮し、現場の制作作業の統括を行うことをいう。

**f コピーライターの業務**

広告、宣伝等における商品等の内容、特長等に係る文章の案の考案の業務をいう。

「広告、宣伝等」には、商品等の内容、特長等に係る文章伝達の媒体一般が含まれるものであり、また、営利目的か否かを問わず、啓蒙、啓発のための文章も含まれる。「商品等」とは、単に商行為たる売買の目的物たる物品にとどまるものではなく、動産であるか不動産であるか、また、有体物であるか無体物であるかを問わない。「内容、特長等」には、キャッチフレーズ（おおむね10文字前後で読み手を引きつける魅力的な言葉）、ボディコピー（より詳しい商品内容等の説明）、スローガン（企業の考え方や姿勢をわかりやすく表現したもの）等が含まれる。「文章」についてはその長短を問わない。

**g システムコンサルタントの業務**

事業運営において情報処理システムを活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務をいう。

「情報処理システムを活用するための問題点の把握」とは、現行の情報処理システム又は業務遂行体制についてヒアリング等を行い、新しい情報処理システムの導入又は現行情報処理システムの改善に関し、情報処理システムを効率的、有効に活用するための方法について問題点の把握を行うことをいう。「それを活用するための方法に関する考案若しくは助言」とは、情報処理システムの開発に必要な時間、費用等を考慮した上で、新しい情報処理システムの導入や現行の情報処理システムの改善に関しシステムを効率的、有効に活用するための方法を考案し、助言することをいう。

※専ら時間配分を顧客の都合に合わせざるを得ない相談業務は含まれない。

※アプリケーションの設計又は開発の業務、データベース設計又は構築の業務は含まれないものであり、これらの業務は「b 情報処理システムの分析、設計の業務」に含まれる。

**h インテリアコーディネーターの業務**

建築物内における照明器具、家具等の配置に関する考案、表現又は助言の業務をいう。

「照明器具、家具等」には、照明器具、家具の他、建具、建装品（ブラインド、びょうぶ、額縁等）、じゅうたん、カーテン等繊維製品等が含まれる。「配置に関する考案、表現又は助言の業務」とは、顧客の要望を踏まえたインテリアをイメージし、照明器具、家具等の選定又はその具体的な配置を考案した上で、顧客に対してインテリアに関する助言を行う業務、提案書を作成する業務、模型を作製する業務又は家具等の配置の際の立ち合いの業務をいう。

※内装等の施工など建設業務、専ら図面や提案書等の清書を行う業務、専ら模型の作製等を行う業務、家具販売店等における一定の時間帯を設定して行う相談業務は含まれない。

**i ゲーム用ソフトウェアの創作の業務**

「ゲーム用ソフトウェア」には、家庭用テレビゲーム用ソフトウェア、液晶表示装置を使用した携帯ゲーム用ソフトウェア、ゲームセンター等に設置される業務用テレビゲーム用ソフトウェア、パーソナルコンピュータゲーム用ソフトウェア等が含まれる。「創作」には、シナリオ作成（全体構想）や映像制作、音響制作等が含まれる。

※専ら他人の具体的な指示に基づく裁量権のないプログラミング等を行う者又は創作されたソフトウェアに基づき単にCD-ROM等の製品の製造を行う者は含まれない。

**j 証券アナリストの業務**

有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務をいう。

「有価証券市場における相場等の動向」とは、株式相場、債券相場の動向のほかこれに影響を与える経済等の動向をいう。「有価証券の価値等」とは、有価証券に投資することによって将来得られる利益である値上り益、利子、配当等の経済的価値及び有価証券の価値の基盤となる企業の事業活動をいう。「分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務」とは、有価証券等に関する高度の専門知識と分析技術を応用して分析し、当該分析の結果を踏まえて評価を行い、これら自らの分析又は評価結果に基づいて運用担当者等に対し有価証券の投資に関する助言を行う業務をいう。

※ポートフォリオを構築又は管理する業務、一定の時間を設定して行う相談業務、専ら分析のためのデータの入力・整理を行う業務は含まれない。

**k 金融派生商品等の開発の業務**

金融取引のリスクを減らしてより効率的に利益を得るため、金融工学のほか、統計学、数学、経済学等の知識をもって確率モデル等の作成、更新を行い、これによるシミュレーションの実施、その結果の検証等の技法を駆使した新たな金融商品の開発をいう。

「金融商品」とは、金融派生商品（金や原油などの原資産、株式や債券などの原証券の変化に依存してその値が変化する証券）及び同様の手法を用いた預貯金等をいう。

※金融サービスの企画立案又は構築の業務、金融商品の売買の業務、市場動向分析の業務、資産運用の業務、保険商品又は共済の開発に際してアクチュアリーが通常行う業務、商品名の変更のみをもって行う金融商品の開発の業務、専らデータの入力・整理を行う業務は含まれない。

**l 大学における教授研究の業務(主として研究に従事するものに限る。)**

学校教育法に規定する大学における教授研究の業務のうち主として研究に従事するものをいう。「教授研究の業務」とは、学校教育法に規定する大学の教授、助教授又は講師(以下「教授等」という。)の業務をいう。「教授研究」とは、教授等が、学生を教授し、その研究を指導し、研究に従事することをいう。「主として研究に従事する」とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、研究の業務のほかに講義等の授業の業務に従事する場合に、その時間が、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度をいう。

※なお、大学病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは、教授研究の業務に含まれないものであるが、医学研究を行う教授等がその一環として従事する診療の業務であって、チーム制(複数の医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務について代替要員の確保が容易である体制をいう。)により行われるものは、教授研究の業務として取り扱って差し支えない。

※学校教育法に規定する大学の助手については、専ら人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する場合には、「a 新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務」に含まれる。

**m 公認会計士の業務**

法令に基づいて公認会計士の業務とされている業務をいう。

(例)

公認会計士法に規定する「他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」業務、「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応じる」業務

**n 弁護士の業務**

法令に基づいて弁護士の業務とされている業務をいう。

(例)

弁護士法に規定する「当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他の法律事務」

**o 建築士の業務**

法令に基づいて建築士の業務とされている業務をいう。具体的には、一級建築士、二級建築士、木造建築士の業務をいう。

(例)

建築士法に規定する設計又は工事監理の業務

**p 不動産鑑定士の業務**

法令に基づいて不動産鑑定士の業務とされている業務をいう。

(例)

不動産の鑑定評価に関する法律に規定する「土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価格に表示する」業務

**q 弁理士の業務**

法令に基づいて弁理士の業務とされている業務をいう。

(例)

弁理士法に規定する「特許、実用新案、意匠若ハ商標又ハ国際出願ニ関シ特許庁ニ対シ為スベキ事項及特許、実用新案、意匠又ハ商標ニ関スル異議申立又ハ裁定ニ関シ通商産業大臣ニ対シ為スベキ事項ノ代理並ニ此等ノ事項ニ関スル鑑定其ノ他ノ事務」

**r 税理士の業務**

法令に基づいて税理士の業務とされている業務をいう。

(例)

税理士法に規定する税務代理又は税務書類の作成

**s 中小企業診断士の業務**

法令に規定されている中小企業の経営の診断又は助言の業務をいう。

(例)

中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令に規定する、一般診断業務(中小企業者に対して個別に行う診断若しくは助言又はその手段に対して行う診断若しくは助言)

**○企画業務型裁量労働制**

**■対象業務となり得る業務の例**

- ・ 経営状態・経営環境等について調査及び分析を行い、経営に関する計画を策定する業務
- ・ 現行の社内組織の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな社内組織を編成する業務
- ・ 現行の人事制度の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな人事制度を策定する業務
- ・ 業務の内容やその遂行のために必要とされる能力等について調査及び分析を行い、社員の教育・研修計画を策定する業務
- ・ 財務状態等について調査及び分析を行い、財務に関する計画を策定する業務
- ・ 効果的な広報手法等について調査及び分析を行い、広報を企画・立案する業務
- ・ 営業成績や営業活動上の問題点等について調査及び分析を行い、企業全体の営業方針や取り扱う商品ごとの全社的な営業に関する計画を策定する業務
- ・ 生産効率や原材料等に係る市場の動向等について調査及び分析を行い、原材料等の調達計画を含め全社的な生産計画を策定する業務

**■対象業務となり得ない業務の例**

- ・ 経営に関する会議の庶務等の業務
- ・ 人事記録の作成及び保管、給与の計算及び支払、各種保険の加入及び脱退、採用・研修の実施等の業務
- ・ 金銭の出納、財務諸表・会計帳簿の作成及び保管、租税の申告及び納付、予算・決算に係る計算等の業務
- ・ 広報誌の原稿の校正等の業務
- ・ 個別の営業活動の業務
- ・ 個別の製造等の作業、物品の買い付け等の業務



## 対象労働者

対象労働者は、**対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者**であって、**対象業務に常態として従事**していることが原則である。

※ 例えば、大学の学部を卒業したばかりの労働者であって全く職務経験がないものは、客観的に見て対象労働者に該当し得ず、**少なくとも3年ないし5年程度の職務経験**を経た上で、対象業務を適切に遂行するための知識、経験等を有する労働者であるかどうかの判断の対象となり得るものであることに留意が必要。

## 対象業務の要件（詳細）

対象業務は、以下のイからニの要件のいずれにも該当するもの。

### イ 事業の運営に関する事項についての業務

「事業の運営に関する事項」とは、

- ① **対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項**
- ② **当該事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす独自の事業計画や営業計画**

をいい、対象事業場における事業の実施に関する事項が直ちにこれに該当するものではなく、例えば、次のように考えられる。

#### 〔①に該当する例〕

- a **本社・本店**である事業場においてその属する企業全体に係る管理・運営とあわせて対顧客営業を行っている場合、当該本社・本店である事業場の管理・運営を担当する部署において策定される当該事業場の属する**企業全体の営業方針**
- b **事業本部**である事業場における当該事業場の属する**企業等が取り扱う主要な製品・サービス等**についての**事業計画**
- c **地域本社や地域を統轄する支社・支店等**である事業場における、当該事業場の属する**企業等が事業活動の対象としている主要な地域における生産、販売等**についての**事業計画や営業計画**
- d **工場等**である事業場において、**本社・本店**である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場の属する**企業等が取り扱う主要な製品・サービス等**についての**事業計画**

#### 〔①に該当しない例〕

- a **本社・本店**である事業場の対顧客営業を担当する部署に所属する**個々の営業担当者が担当する営業**
- b **工場等**である事業場における**個別の製造等の作業や当該作業に係る工程管理**

#### 〔②に該当する例〕

- a **支社・支店等**である事業場において、**本社・本店**である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場を含む複数の支社・支店等である事業場に係る**事業活動の対象となる地域における生産、販売等**についての**事業計画や営業計画**
- b **支社・支店等**である事業場において、**本社・本店**である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する、当該事業場のみに係る**事業活動の対象となる地域における生産、販売等**についての**事業計画や営業計画**

#### 〔②に該当しない例〕

**支社・支店等**である事業場において、**本社・本店**又は**支社・支店等**である事業場の具体的な指示を受けて行う**個別の営業活動**

※ なお、「本社・本店である事業場の具体的な指示を受けることなく独自に策定する」とは、以下 a 又は b の場合。

- a **支社・支店等**である事業場の属する**企業等が取り扱う主要な製品・サービス等の事業計画**について**広範な裁量**が当該事業場に認められており、その**広範な裁量**の下で、当該事業場がその属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項についての**事業計画**を策定している場合
- b **支社・支店等**である事業場に係る**事業活動の対象となる地域における生産、販売等**に係る**事業計画や営業計画**について**広範な裁量**が当該事業場に認められており、その**広範な裁量**の下で、当該事業場に係る事業の運営に影響を及ぼす**独自の事業計画や営業計画**を策定している場合

### ロ 企画、立案、調査及び分析の業務

「企画、立案、調査及び分析の業務」とは、「企画」、「立案」、「調査」及び「分析」という相互に関連し合う作業を組み合わせることを内容とする業務をいう。ここでいう「業務」とは、部署が所掌する業務ではなく、個々の労働者が使用者に遂行を命じられた業務をいう。

※ 対象事業場に設けられた**企画部、調査課等の「企画」、「立案」、「調査」又は「分析」に対応する語句をその名称を含む部署において行われる業務の全てが直ちに「企画、立案、調査及び分析の業務」に該当するものではない。**

### ハ 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務

「当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務とは、使用者が主観的にその必要があると判断しその遂行の方法を大幅に労働者にゆだねている業務をいうものではなく、**当該業務の性質に照らし客観的にその必要性が存するもの**であることが必要である。

### ニ 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務

「当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」とは、当該業務の遂行に当たり、その内容である**「企画」、「立案」、「調査」及び「分析」という相互に関連し合う作業をいつ、どのように行うか等についての広範な裁量が、労働者に認められている業務**をいう。

※ 日常的に使用者の具体的な指示の下に行われる業務や、あらかじめ使用者が示す業務の遂行方法等についての詳細な手順に即して遂行することを指示されている業務は、これに該当しない。